

# 下関市中小企業等電気料金高騰対策支援金

## 申請要領のご案内

市内事業所等（店舗、工場、倉庫、製作所、事務所、営業所、支店又はそれらに準ずる事業用の施設）の受電契約が、**高圧（標準電圧が6,000V）**の中小企業等（個人事業者を含む。）が本支援金の交付対象です。その他交付要件がありますので、本申請要領をご確認ください。

### ●お問い合わせ先

下関市中小企業等電気料金高騰対策支援金事務局

電話：083-227-2275

FAX：083-242-8234

時間：9時00分～17時00分（平日のみ）

※土日・祝日は開設していません。

- 申請期間 令和6年2月1日（木）～4月30日（火）  
（当日消印有効）

- 申請書類送付先 **※書類は郵送で提出してください。**

〒750-0006

下関市南部町21番19号 下関商工会館3階

下関市中小企業等電気料金高騰対策支援金事務局

## 目次

1. 事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 用語の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
3. 交付対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1・2
4. 支援金の算定方法と交付額・・・・・・・・ P 2・3
5. 申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
6. 申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3～5
7. 申請書類の入手方法・・・・・・・・・・ P 5
8. 市税滞納なし証明書の入手方法・・・・ P 5・6
9. 審査・支援金交付の流れ・・・・・・・・ P 6
10. 支援金の返還・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
11. 「よくある質問」について（Q&A）・・・・ P 7～15

## 1. 事業の目的

市内で高圧電力を使用し事業活動を行う中小企業等に対し支援金を交付し、電気料金高騰による経営への影響を緩和するとともに、事業の継続を支援することを目的としています。

## 2. 用語の意義

用語の意義については、以下のとおりとします。

(1) 中小企業等 次の表に掲げるものです。

	主たる事業の業種	下記のいずれかを満たしている法人又は個人	
		資本金の額(出資の総額)	常時使用する従業員の数
1	製造業・建設業・運輸業・その他業種 (2から4までに掲げる業種を除く)	3億円以下	300人以下
2	卸売業	1億円以下	100人以下
3	サービス業	5,000万円以下	100人以下
4	小売業	5,000万円以下	50人以下

(2) 小売電気事業者 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号の小売電気事業者

(3) 高圧受電契約 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第2条第1項第2号に定める電圧に係る契約

(4) 事業所等 店舗、工場、倉庫、製作所、事務所、営業所、支店又はそれらに準ずる事業用の施設であって、支援金の交付を受けようとする者が所有、管理又は占有をしている施設

(5) 直接受電者 小売電気事業者と高圧受電契約を締結している商業施設等において、当該受電契約を締結している事業者

(6) 間接受電者 小売電気事業者と高圧受電契約を締結している商業施設等において、直接受電者との賃貸借契約や電力供給に関する契約等に基づき電力を使用している事業者

## 3. 交付対象者

支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、市内に事業所等を有する中小企業等であって、支援金の交付を受けようとする日(以下「申請日」という。)において**次に掲げる要件の全てを満たす者**とします。

(1) 申請日後も事業を継続する意思を有していること。

(2) 市内において、事業所等に係る高圧受電契約を小売電気事業者と締結していること又は間接受電者であること。

**ただし、次のいずれかに該当する者であるときは、交付対象者としません。**

- (1) 市税(新型コロナウイルス感染症を原因とする事実に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)第15条第1項の規定により市税の徴収を猶予された者に係る当該徴収を猶予された市税を除く。)を滞納している者
- (2) 下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当する者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者
- (5) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人
- (6) 電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者。ただし、事業所等に係る高圧受電契約を自社以外の小売電気事業者と締結している者又は自社以外の小売電気事業者と高圧受電契約を締結している商業施設等における間接受電者を除く。
- (7) 市長が支援金を交付する趣旨に照らして、交付対象者とすることが適当でないとする者

#### 4. 支援金の算定方法と交付額

支援金の交付額は、交付の対象となる事業所等で令和5年10月1日から令和6年2月29日までの任意の1か月間(以下「支援対象期間」という。)に使用された電力量に、1kWh 当たり1.5円を乗じ、これに3を乗じて得た額(以下「算定額」という。)とします。この場合において、算定額に1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とします。なお、算定額が1,000円未満の場合は、支援金は交付いたしません。

交付額の上限は100万円で、交付は1交付対象者につき1回限りです。  
※複数の事業所等を有する場合は、使用電力量を合算していただきます。

#### 《支援対象期間について》

例えば、検針日が毎月15日の場合、支援対象期間として選択可能なのは②～⑤のいずれかとなり、①⑥は選択不可となります。

- ①× 令和5年 9月15日～令和5年10月14日
- ②○ 令和5年10月15日～令和5年11月14日
- ③○ 令和5年11月15日～令和5年12月14日
- ④○ 令和5年12月15日～令和6年 1月14日
- ⑤○ 令和6年 1月15日～令和6年 2月14日
- ⑥× 令和6年 2月15日～令和6年 3月14日

支援対象期間の始期と終期が令和5年10月1日から令和6年2月29日までの期間内であること

## 《指定管理料を受給している場合について》

交付対象者が、交付の対象となる事業所等の電気料金に関して、国又は地方公共団体により、使用電力量に応じた指定管理料(それに類するものを含む。以下同じ。)を受給している、又は受給する見込みである場合の支援金の交付額については、算定額から当該月に対応する指定管理料の額に3を乗じて得た額を除いた額とします。この場合において、当該額に1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、当該額が1,000円未満となる場合は、支援金は交付いたしません。

例えば、算定額が52,500円で、使用電力量に応じた指定管理料が21,000円(1か月7,000円)だった場合、差額の31,000円(千円未満切捨て)が支援金額となります。

### 5. 申請期間

令和6年2月1日(木)～令和6年4月30日(火)

※申請期限(令和6年4月30日)当日までの消印有効です。

※予め同期限までに申請できない旨の申し出があり、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではありません。

※支援金の交付は1交付対象者につき1回限りです。

### 6. 申請方法

提出書類を揃えて、事務局まで郵送で提出してください。

なお、提出書類に漏れがないか、必要書類チェックリスト(別記様式第1号)にチェックをして、ご確認ください。チェックリストの提出は不要です。

#### 注意

※提出された書類は、原則返却しません。

#### (1) 必ず提出していただく書類

##### ① 下関市中小企業等電気料金高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)

- ・申請書にボールペン等消すことができない筆記道具で必要事項をご記入ください。
- ・修正液や修正テープの使用は不可です。修正する場合は、誤った部分を二重線で抹消し、上部に正しい内容を記載してください。
- ・支援金の交付申請額(請求額)の訂正はできません。
- ・記入間違い等により新たに書類が必要な場合は、市ホームページに掲載している各種書類をダウンロードの上、使用してください。(PC入力可。)

##### ② 交付対象事業所一覧表兼誓約書(様式第2号)

- ・事業所等の名称等を全て記載してください。
- ・誓約書の部分につきましては、必ず押印をお願いします。

##### ③ 登記事項証明書(法人の方のみ) ※写し可(A4サイズ)

- ・申請日時点において3か月以内に発行されたもの

<p>④確定申告書等の写し(個人の方のみ) ※直近1期(1年)分(A4サイズ)</p> <p>・確定申告書 第一表</p> <p>※開業直後等で所得税の確定申告を行っていない場合は、『開業届の写し』をご提出ください。</p>
<p>⑤下関市の市税の滞納なし証明書 ※原本</p> <p>・申請日時点において1か月以内に発行されたもの</p>
<p>⑥電力の契約、使用電力量が確認できる書類の写し(A4サイズ)</p> <p>・支援対象期間において、受電契約が『高圧』であるとともに、使用電力量が示されている電力会社が発行する領収書や請求書などの書類</p> <p>※間接受電者は提出不要です。代わりに下記『⑪事業所を賃借していることを証明する書類等』を提出してください。</p>
<p>⑦振込先口座の通帳のオモテ面の写し(A4サイズ)</p> <p>・法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は個人事業者本人名義の口座に限ります。</p>
<p>⑧振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、名義(カタカナ)が確認できる通帳のページの写し(A4サイズ)</p>

<p>(2)必要に応じて提出していただく書類(いずれもA4サイズ)</p>
<p>⑨徴収猶予の許可通知書の写し〔新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予の決定を受け、市税滞納なし証明書を発行できない場合〕</p> <p>→ただし、徴収猶予の対象市税以外に滞納があった場合は、交付対象となりません。</p>
<p>⑩直接受電者及び間接受電者の使用電力量がそれぞれ確認できる書類〔直接受電者が申請する場合〕</p> <p>→支援対象期間において、直接受電者と全ての間接受電者の使用電力量の内訳がそれぞれ明記された資料を任意の様式で作成してください。</p>
<p>⑪事業所等賃借していることを証明する書類等〔間接受電者が申請する場合〕</p> <p>以下3つの書類を全て提出してください。</p> <p>(1)直接受電者との賃貸借契約や電力供給に関する契約等が確認できる書類の写し</p> <p>(2)間接受電者が実質的に負担した電気料金に係る使用電力量が確認できる書類</p> <p>(3)直接受電者が小売電気事業者に電気料金を支払っていることが確認できる当該小売電気事業者が発行する領収書又は請求書で、高圧受電契約であることが明記されたもの</p>
<p>⑫使用電力量に応じた指定管理料に関する書類〔国又は地方公共団体により、使用電力量に応じた指定管理料(それに類するものを含む。)を受</p>

### 給している、又は受給する見込みである場合]

- 小売電気事業者に支払う電気料金の実額(全額)を、使用電力量に応じた指定管理料の受給額が超えないことを証明するための資料を提出してください。書式は問いません。

## 7. 申請書類の入手方法

- ・市ホームページからダウンロードができます。  
<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/57/104254.html>
- ・令和6年2月1日(木)に、申請書類一式を下関市役所本庁舎1階エントランス・各総合支所・各支所、下関市商工会各支所、下関商工会館1階ロビー(下関市南部町21番19号)に配置しますのでご利用ください。

## 8. 下関市の市税の滞納なし証明書(以下「税務証明書」)の入手方法

■窓口申請、郵送申請の2つの方法があります。

### (1) 窓口申請

- ・発行窓口(下関市役所市民税課、市民サービス課、各総合支所、各支所)で申請し、取得してください。
- ・税務証明書交付申請には、窓口に来られる方の運転免許証等の顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。個人は自署であれば押印不要ですが、法人は法人名の入った印を申請書に押印していただくか、法人から窓口に来られる方への委任状が必要です。
- ・納税から1か月以内に税務証明書を取得する場合は、納税した際に発行される領収書を発行窓口に持参してください。
- ・発行手数料は1通につき300円となります。

### (2) 郵送申請

- ・次の4点を市民税課に郵送して取得してください。

【送付先】〒750-8521 下関市南部町1-1 市民税課法人係

#### ① 税務証明書交付申請書

※必要事項を記入してください。個人は自署であれば押印不要ですが、法人は要押印です(法人名の入った印)。税務証明書交付申請書は市ホームページからダウンロードができます。

(税務証明書交付申請書 URL)

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/16/5549.html>

- ② 運転免許証等顔写真付きの身分証明書のコピー(個人事業者の場合。申請者が法人の場合は不要。)
  - ③ 切手を貼った返信用封筒(住所・氏名を明記したもの)
  - ④ 300円分の定額小為替
- ※ゆうちょ銀行で購入して同封してください(購入から半年以内のもの)。
- ・納税から1か月以内に税務証明書を取得する場合は、納税した際に発行

される領収書(写しでも可)も同封してください。

- ・書類が整っている場合、市民税課からは原則1週間以内に返送しますが、郵便局の配送状況により遅れる場合があります。

#### 注意

※税務証明書は、申請日時点において1か月以内に発行されたものに限り有効です。

※申請期限(令和6年4月30日)を超えた発行日の税務証明書は、当該支援金の申請に利用できません。

※市外に住民票がある個人事業者が税務証明書を申請する場合、住民票の写しが必要です。

※税務証明書交付申請書の記載方法等についてご不明な点がある場合は、市民税課までお尋ねください。(市民税課 ☎083-231-1210)

### 9. 審査・支援金交付の流れ

- ◆下関市中小企業等電気料金高騰対策支援金交付申請書兼請求書と添付書類で審査を行います。
- ◆審査終了後、支援金の(不)交付決定通知書を下関市中小企業等電気料金高騰対策支援金交付申請書兼請求書の「本社・本店等所在地」に記載された住所あてに文書でお知らせします。
- ◆交付が決定された方には、下関市中小企業等電気料金高騰対策支援金交付申請書兼請求書に記載された金融機関に支援金を振り込みます。
- ◆支援金の振込予定日は、市が送付する交付決定通知書に記載してお知らせします。

#### 注意

※申請期限(令和6年4月30日)を超えて提出された場合や、書類に不備があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、速やかに書類の補正や追加書類が提出されない場合は、申請が取り下げられたものとみなします。

※申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、必要に応じて検査等を行います。

※提出書類の不足や内容に不備がない場合、受付から3週間をめぐりに振り込みを行います。ただし、受付が令和6年3月上旬～4月上旬となる場合は、事務処理の都合上、振込予定日が同年4月下旬以降となりますので、ご了承ください。

### 10. 支援金の返還

偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが判明した場合は支援金を返還していただきます。

※事業所等に間接受電者がいる場合で、間接受電者の使用電力量を除かずに直接受電者が申請した場合など、支援金の返還の対象となりますので、ご注意ください。

## 11. 「よくある質問」について(Q&A)

### (1) 支援金の趣旨について

項番	質問内容	回答
1	この支援金の目的は何ですか？	市内で高圧電力を使用し事業活動を行う中小企業等に対し支援金を交付し、電気料金高騰による経営への影響を緩和するとともに、事業の継続を支援することを目的としています。

### (2) 用語の意義について

項番	質問内容	回答
1	「中小企業等」とは何ですか？	<p>以下に掲げる法人又は個人のことをいいます。</p> <p>ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人並びに常時使用する従業員数が300人以下の法人及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者</p> <p>イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人並びに常時使用する従業員数が100人以下の法人及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者</p> <p>ウ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人並びに常時使用する従業員数が100人以下の法人及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営む者</p> <p>エ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人並びに常時使用する従業員数が50人以下の法人及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営む者</p>
2	「小売電気事業者」とは何ですか？	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する者で、具体的には中国電力や関西電力、新電力会社などの電力会社のことです。
3	「高圧受電契約」とは何ですか？	小売電気事業者と受電契約している標準



		電圧が6000Vの契約を指します。
4	「事業所等」とは何ですか？	店舗、工場、倉庫、製作所、事務所、営業所、支店又はそれらに準ずる事業用の施設であって、支援金の交付を受けようとする者が所有、管理又は占有している施設をいいます。
5	「直接受電者」とは何ですか？	小売電気事業者と高圧受電契約を締結している商業施設等において、当該受電契約を締結している事業者をいいます。
6	「間接受電者」とは何ですか？	小売電気事業者と高圧受電契約を締結している商業施設等において、直接受電者との賃貸借契約や電力供給に関する契約等に基づき電力を使用している事業者をいいます。

### (3) 交付対象者について

項番	質問内容	回答
1	受電契約が「低圧」や「特別高圧」の使用電力量は対象ではないのですか？	対象ではありません。今回の支援金は「高圧」のみが対象です。
2	貸倉庫やコインパーキングなど、自社のスタッフが常駐していない施設も対象となりますか？	スタッフの有無は関係ありません。事業活動として使用している施設であれば対象となります。
3	下関市外に居住している個人事業者や本社が市外にある法人でも対象となりますか？	いずれの場合も下関市内に事業所等があり、受電契約が「高圧」であれば交付対象となります。
4	申請日時点で事業をやめている場合は交付対象となりますか？	対象となりません。
5	令和6年3月から市内で事業を始めようと思います。交付対象となりますか？	令和5年10月1日～令和6年2月29日の間で任意の1か月間(支援対象期間)を選択できないため、交付対象となりません。
6	対象外である「公共法人」の具体例は何ですか？	地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人などです。
7	「公益法人」は交付対象ですか？また、「公益法人」の具体例も教えてください。	公益法人は交付対象です。具体例は、社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、社団法人、財団法人などです。ただし、宗教法人は交付対象外です。
8	電気事業者は基本的に交付の対象外とのことですが、自社以外の小売電気事業者と高圧の受電契	交付対象となります。

	約を結び、その契約に基づく使用電力量が発生している電気事業者は交付対象となりますか？	
9	電力小売供給契約の取次もしくは媒介を行う事業者またはそれに類するサービスを提供する事業者(取次事業者)は交付対象となりますか？	交付対象となりません。 ※取次事業者とは、小売電気事業者Aと高圧の受電契約を結び、その契約に基づいて受電した電力を別の受電家Cに供給する事業者Bのことです。
10	小売電気事業者Aから供給を受けた高圧の電力を取次事業者Bが、さらに別の受電家Cに低圧電力に変換して電力の供給をしています。この場合、誰が交付対象となりますか？	受電家Cが交付対象となります。最終的に電気料金を負担しているのがCだからです。そのため、小売電気事業者Aと取次事業者Bは交付対象となりません。
11	「遊休業(パチンコ、マージャン、ゲームセンター等)」でも申請可能でしょうか？	交付対象者の要件に該当すれば、申請可能です。
12	事務所等の全体を貸主Aから借りて事業を行っている借主Bは、事務所の電気料金としてAに支払っています。高圧受電契約の当事者が貸主Aである場合、借主Bは交付対象となりますか？	交付対象となります。
13	市外の支店は高圧で、市内の本社は低圧です。交付対象となりますか？	交付対象となりません。市内事業所である本店が高圧ではないためです。
14	私は太陽光発電を行って小売電気事業者に売電しており、電気事業者ではありません。交付対象となりますか？	交付対象となります。

#### (4) 支援金の交付額等について

項番	質問内容	回答
1	受け取れる支援金の算定方法と支援金の交付上限額などを教えてください。	令和5年10月1日から令和6年2月29日までの任意の1か月間に使用された電力量(kWh)に1.5円を乗じ、これに3を乗じて得た額です(1000円未満は切り捨て。)。交付上限額は100万円です。なお、支援金の交付は1交付対象者につき1回限りです。
2	なぜ1kWhあたり1.5円の支援金な	令和5年1月使用分から国の激変緩和措

	のですか？	置として、高圧については1kWhあたり3.5円の値引きが行われていましたが、令和5年10月使用分からは1kWhあたり1.8円に縮小されました。当該支援金はこの縮小による負担の増加分を緩和するために1kWhあたり1.5円を支援するものです。
3	電気使用量が0だった場合でも、基本料金だけはかかると思いますが対象となりますか？	交付対象となりません。支援金の交付額は使用電力量を元に算定しますので、使用電力量が0だった場合は交付できません。
4	使用電力量の算定となる期間(支援対象期間)は、いつの間を選べばよいですか？	令和5年10月1日から令和6年2月29日までの任意の1か月間を選んでください。例えば、検針日が毎月15日の場合、支援対象期間として選択可能なのは②～⑤のいずれかとなり、①⑥は選択不可となります。 ①× 令和5年 9月15日～令和5年10月14日 ②○ 令和5年10月15日～令和5年11月14日 ③○ 令和5年11月15日～令和5年12月14日 ④○ 令和5年12月15日～令和6年 1月14日 ⑤○ 令和6年 1月15日～令和6年 2月14日 ⑥× 令和6年 2月15日～令和6年 3月14日 ※支援対象期間の始期と終期が令和5年10月1日から令和6年2月29日までの期間内であること。
5	交付金の算定額が1,000円未満でも申請できますか？	算定額が1,000円未満だった場合でも申請は可能ですが、交付額が0円となるため支援金は交付できません。
6	申請後に本来算定に入れるべき支店の使用電力量を入れ忘れた場合は、どうすればよいですか？	交付決定がされるまでの間(審査完了まで)であれば、再度申請することができます。交付決定を受けてしまった後であれば、申請することはできません。
7	市内複数の事業所等で事業を営んでいる場合、事業所等の数の分だけ申請できますか？	支援金の交付は、事業者1者につき1回限りです。対象となる事業所等が複数ある場合は、全ての事業所の使用電力量を合算して申請してください。なお、合算した場合で申請上限額100万円を超える場合は、超える分までの事業所に係る資料のみご提出ください。例えば、ABCD4つの事業所等で事業を行っている場合、ABCの3事業所等を合算した使用電力量で交付申請額上限100万円を超える場合は、Dの記載

		及び資料の提出は不要です。
8	市内に本店の他3つの支店があります。本店だけが高圧で、支店は全て低圧です。低圧の3つの支店の使用電力量も含めて支援金を算定してよいですか？	支援金の算定として使用できるのは、本店の高圧の使用電力量のみとなります。支店の使用電力量は算定に含めないでください。
9	同一事業所内に4つの高圧の受電契約があります。どのように申請すればよいですか？	4つの契約分をまとめて1回で申請してください。
10	市や県から指定管理を受けて、高圧の公営施設を運営している民間事業者は交付の対象となりますか？	指定管理料として国や地方公共団体などから電気料金相当額を全額受け取っていないのであれば申請は可能です。この場合、小売電気事業者(電力会社)に支払う電気料金の実額(全額)を、電気料金として受給した指定管理費が超えないことを証明する資料を提出してください。書式は問いません。(例えば、算定額が52,500円で、使用電力量に応じた指定管理料が21,000円(1か月7,000円)だった場合、差額の31,000円(千円未満切捨て)が支援金額となります。) ※詳しくはP3を参照してください。

### (5) 申請と交付の方式について

項番	質問内容	回答
1	「登記事項証明書」は、記載内容に変更がなければ、申請発行日が古いものでもよいですか？	記載内容に変更がないか、市では確認できませんので、必ず申請日時点において3か月以内に発行されたものを提出してください。なお、申請期限(令和6年4月30日)を超えた発行日の証明書は利用できません。提出後に「登記事項証明書」が添付されていないことが判明し、申請期限を超えた場合は申請自体ができなくなりますのでご注意ください。
2	「登記事項証明書」はコピーでもよいですか？	コピーでも構いません。
3	開業直後等で所得税の確定申告を行っていないため、「確定申告書の写し」を提出できない個人の場合はどうすればよいですか？	税務署に提出した「開業届の写し」を提出してください。

4	「滞納なし証明書」の代わりに固定資産税や市民税などの「納税証明書」の提出でもよいですか？	「納税証明書」では、全ての課税について滞納がないことを証明できるわけではありませんので、「滞納なし証明書」を提出してください。
5	「滞納なし証明書」はコピーでもよいですか？	コピーではなく、原本の提出をお願いします。
6	「滞納なし証明書」の発行日に指定はありますか？	申請日時点において1か月以内に発行されたものを提出してください。なお、申請期限（令和6年4月30日）を超えた発行日の証明書は利用できません。提出後に「滞納なし証明書」が添付されていないことが判明し、申請期限を超えた場合は申請自体ができなくなりますのでご注意ください。
7	「電力の契約、支援対象期間の使用電力量等が確認できる書類」とありますが、どのような書類を想定しているのでしょうか？	小売電気事業者（中国電力や新電力会社などの電力会社）が発行する請求書や領収書を想定しています。なお、オンライン画面で契約種別や使用電力量を確認できる場合は、その画面を印刷したもので構いません。
8	電気料金の請求書等を紛失してしまい、電力の使用量が分からない場合はどうしたらよいでしょうか？	電力の使用量や受電契約が高圧であることが分かる書類の提出が必須ですので、ない場合は申請をお受けできません。契約先の小売電気事業者（電力会社）にご相談ください。
9	振込先口座は誰の名義でもよいですか？支援金の交付を受ける権利を第三者に譲り渡してもよいですか？	申請者名義と口座名義は同一でなければなりません。法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は個人事業者本人の口座に限ります。また、支援金の交付を受ける権利を第三者に譲り渡し、又は担保に供することはできません。
10	「振込先口座の通帳の写し」について、紙媒体の通帳がない場合はどうすればよいですか。	次の①②いずれかのご提出をお願いします。 ①キャッシュカードのオモテ面等、振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、名義（カタカナ）が確認できる書類の写し ②インターネットでのスクリーンショット等で振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、名義（カタカナ）の情報が確認できる

		書類の写し
11	新型コロナウイルス感染症を原因とする事実に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)第15条第1項の規定により市税の徴収を猶予された税目がある場合、何を提出すればよいですか？	徴収猶予の許可決定通知書の写しをご提出いただきます。また、通知書を紛失した場合は、任意の様式にて『徴収猶予の許可決定通知を紛失した旨、申請年月日、申請者の住所(所在地)、氏名(名称)』を記載及び押印の上、ご提出いただきます。なお、徴収猶予を受けていない税目が別にある、その税目が滞納状態である場合は、支援金を交付できません。
12	郵送申請において、書留や特定記録など、郵送方法で何か指定はありますか？	郵送方法は、特に指定していません。提出先の住所等を十分にご確認いただき、確実に届く方法であれば普通郵便や書留等の郵送方法は問いません。
13	申請書類を事務局に直接提出してもよいでしょうか。	事務局に訪問されるのはお控えください。郵送での申請をお願いします。
14	申請の際に添付した書類を申請書提出後に返却してもらうことは可能ですか？	書類の返却はできません。控えとしてコピーを取ることをお勧めします。
15	ある事業者(貸主A)が所有する工場内に別の事業者(借主B)が場所を一部借りて別々に製造業を行っています。電力会社Cとの高圧の受電契約は貸主Aが結んでおり、借主Bは貸主Aから電力供給を受けています。借主B自身が使用した分の電気料金を貸主Aに支払っており、貸主Aは電力会社Cに借主B分も含めた工場全体の電気料金を支払っています。 この場合、工場全体の電気料金を支払う貸主Aが借主Bの分もまとめて支援金を請求するのではなく、貸主Aと借主Bがそれぞれ申請するという認識でよいですか？ また、貸主Aと借主Bが別々に申請するのであれば、追加で提出する資料は何ですか？	貸主Aと借主Bは別々の事業者なので、A、B別々に申請していただきます。貸主Aが申請する際は、借主Bの使用電力量を全て除いて申請をしていただきます。 貸主Aが申請する場合は、追加資料として支援対象期間においてAとBの使用電力量がそれぞれ明記された資料(貸主Aが作成)を提出いただきます。例えば、工場全体の使用電力量が100,000kWhの場合、「貸主A:60,000kWh、借主B:40,000kWh」と記載された書類を作成してください。 借主Bが申請する場合は、追加資料として、以下3点をご提出ください。 (1) 貸主Aとの賃貸借契約や電力供給に関する契約等が確認できる書類の写し (2) 借主Bが実質的に負担した電気料金に係る使用電力量が確認できる書類 (3) 貸主Aが小売電気事業者に電気料金を支払っていることが分かる小売電気事業者が発行する領収書又は請求書で、受電

		契約が高圧であることが明記されたもの
16	申請書を書き間違えた場合はどうしたらよいですか？	誤った部分を二重線で抹消し、上部に正しい内容を記載してください。修正液や修正テープを使用した訂正は認めません。 ※支援金の交付申請額（請求額）の訂正は不可です。 ※記入間違い等により新たに書類が必要な場合は、市ホームページに掲載している各種書類をダウンロードの上、使用してください。

### (6) 決定の通知及び支援金の交付について

項番	質問内容	回答
1	支援金が支払われるまで、どのぐらいの期間となりますか？	提出書類の不足や内容に不備がない場合、受付から3週間をめぐりに振り込みを行います。ただし、受付が令和6年3月上旬～4月上旬となる場合は、事務処理の都合上、振込予定日が同年4月下旬以降となりますので、ご了承ください。
2	申請書や添付書類に不備があった場合はどうなりますか？振込が遅れますか？	申請内容に不備があった場合や振込先口座を確認する書類などが不足している場合、不備内容をご連絡し、再提出していただきますので、申請書類に不備等がない場合と比べて、振込までの時間を要することとなります。なお、申請書類に不備があり、連絡があったにもかかわらず、速やかに書類の補正や追加書類が提出されない場合は、申請が取り下げられたものとみなします。
3	提出すべき書類の不足が提出期限（令和6年4月30日）の後に判明した場合はどうなりますか？不交付となりますか？	基本的には提出期限までに申請書が事務局に届いたものについては、審査を行いますのでご安心ください。ただし、提出期限後に「登記事項証明書」及び「滞納なし証明書」の取得漏れで、発行日が提出期限後の「登記事項証明書」及び「滞納なし証明書」は添付資料として使用できませんので、申請自体が不可となります。提出期限に余裕をもって申請してください。
4	支援金の予算がなくなった場合は、申請期間中でも受付終了となりますか？	本支援金の予算額は十分な額を想定（準備）しています。申請期間間際になりますと

	り、支援金が支給されない可能性 はありますか？	駆け込みで申請が集中しますので、申請期 限に余裕を持って申請してください。
--	----------------------------	--

### (7)その他について

項番	質問内容	回答
1	申請書等の様式はどこで入手 できますか？	市ホームページから入手することができま す。ダウンロードができない方は令和6年2 月1日に、下関市役所本庁舎1階エンタ ランス・各総合支所・各支所、下関市商工会 各支所、下関商工会館1階ロビー（南部町 21番19号）に申請書類一式を設置しま すので、そこで入手してください。
2	私は令和5年8月～10月に実施さ れた「下関市中小製造業事業者等 支援金」の交付を受けた事業者で す。今回の「下関市中小企業等電 気料金高騰対策支援金」を申請で きますか？	申請可能です。
3	今回の「下関市中小企業等電気 料金高騰対策支援金」以外の支 援金や補助金を併用することは可 能ですか？	他の支援金等との併用申請は可能です。 ただし、本支援金以外の併給可否についま しては、他の支援金等の担当窓口にご確 認ください。
4	この支援金は課税対象となりま すか？	事業者の経費の補填として受け取る支援 金は、税務上、益金（個人事業者の場合 は、総収入金額）に算入されますので、課 税対象となります。